

韓国における移民関連施策および 支援状況に関する実態調査報告（3）

新矢麻紀子、山田 泉、窪 誠、大谷 晋也、三登由利子

A Field Study Report on Migration Policies and Support Systems for Migrants in Korea（3）

SHIN'YA Makiko, YAMADA Izumi, KUBO Makoto, OTANI Shinya, MITO Yuriko

要旨

韓国では近年、移民受け入れが進み、それに伴って移民政策も急速に整備されてきている。本稿は2010年9月に科学研究費補助金により、日本語教育保障法研究会で実施した韓国における移民関連施策および移民支援の状況に関する現地実態調査の報告前編であり、2009年度調査の報告書から通算すると、第3号となる。

本稿は、本研究全体の概略（第1章）、2010年度韓国現地実態調査の概要（第2章）、人権保護の国家機関である「国家人権委員会」（第3章）、マイノリティ支援市民団体である「青い市民連帯」（第4章）、ハンゲルの研究や普及促進を行っている「ハンゲル学会」（第5章）への訪問調査報告によって構成される。

1. はじめに一研究の趣旨と概略

2009年度および2010年度の韓国現地調査を行った母体である「日本語教育保障法研究会」は2007年に立ち上げられた研究組織で、日本に暮らす日本語を母語としない外国人に対し、第二言語としての日本語の教育や学習機会を保障することを目指し、その基礎研究を実施している。これまで、科学研究費補助金を得て、「ニューカマーに対する日本語教

育保障法案の創出をめぐる言語教育学・公法学的研究」(平成19～20年度日本学術振興会科学研究費補助金(萌芽研究), 課題番号19652050, 研究代表者 新矢麻紀子)を行い, 国が日本語教育と学習機会を保障することを提案する『日本語教育保障法案』(2009年5月)を作成した。

また, 2009年度からは, 上記萌芽研究の継続研究である「日本語教育保障法」に向けた理論的・実証的研究－言語教育学と公法学の視点から－(平成21～23年度科学研究費補助金(基盤研究(B)), 課題番号21320097, 研究代表者 新矢麻紀子)を実施しており, 海外諸国や国内の自治体に出向き, 言語を中心とした移民関連施策や移民支援状況の実態調査を中心に研究活動を行っている。本稿および前号・前々号で扱った2009年度韓国調査もその一環として行われたものである。研究の詳細については, 『ニューカマーに対する日本語教育保障法案の創出をめぐる言語教育学・公法学的研究』(研究成果報告書, 2009年9月)を, また, これまでの韓国調査については, 新矢・山田・大谷・三登(2010), 新矢・大谷・三登・春原(2010)を参照されたい。

本稿の各執筆箇所文責は, 第1章が新矢麻紀子, 第2章が山田泉, 第3章が窪誠, 第4章が三登由利子, 第5章が大谷晋也である。

2. 2010年度韓国現地実態調査の概要

2009年度は, 韓国における関係法の整備の下に, 実際の施策がどのように進められているかを中心に, 関係機関に対する聞き取り調査及び資料の収集を行った。調査対象機関も, 国の結婚移住女性及びその家族対象の施策担当部局とこれらから委託を受けた公的支援機関(現場), また有期雇用外国人労働者対象の公的支援機関(現場)が中心であった。ここからは, 韓国がかつて経験したことの無い数の外国人受け入れという社会的状況に対し, 日本を含め, 同様に外国人住民対象の取組が必要となっている国や地域での経験を丁寧に調査しながら, 韓国社会の実態に合った形で次々に試行に移していることが分かった。そして, 「まだ結果は出ていない」としながらも, 一定の成果を収めつつある施策が少なくないことも分かった。すくなくとも, 現時点では, 日本が, 韓国における国の政策から市民の活動まで, その取組に学び, 法の整備から国民の意識形成まで, 「本気で」取り組まなければならないと考える(新矢・山田・大谷・三登2010, 新矢・大谷・三登・春原2010)。

2009年度の調査に当たっては, 「在韓外国人処遇基本法」, 「多文化家族支援法」など次々と関係法を整備している背景には, どのような力が働いているのかという日本人研究者としての「素朴な疑問」への答を得ることも大きな関心だった。それぞれの調査先でも断片

的な示唆は得られたが、保健福祉家族部の多文化家族課で、課長から、「結局、立法にむけて、会議やリレー討論を重ねてきた市民団体やNGOの貢献が大きかった。また、多文化家族の問題を取り上げて一般市民に紹介したマスコミの役割も大きい。それを見た学者・専門家が市民やNGOとともに世論を作ってきた。そんな中、2006年末から国会でも議論が盛んになり、国会議員からの発議によって成立した」(新矢・山田・大谷・三登2010, p.194)との指摘を受けた。

そこで今年度の調査では、マスコミの中でも重要な役割を果たし得る新聞社を複数訪ね、これまでの報道の内容だけでなく、この問題に対する、それぞれの社の理念や姿勢についても、率直に質問してみたいと考えた。併せて、堅実な活動を続けてきている市民団体を訪ね、活動の内容を知るとともに、こちらもその取組を支えてきた理念やミッションなども知りたいと考えた。

調査は、2010年9月11日(土)から15日(水)(調査者のうち3人は14日、1人は16日)までの日程で、ソウル市内の6機関(NPO1団体、新聞社3社、学会1団体、国家機関1機関)及び個人1名を訪ねた。調査者側としては、研究代表者1名、研究分担者3名、研究協力者4名(通訳兼情報提供者1名を含む)、外部から参加した研究者1名で、研究分担者の1名と外部研究者以外は、昨年度の調査にも参加した者である。

調査内容については、日本で依頼し、了承を得られた機関(NPO青い市民連帯、朝鮮日報、中央日報、韓国日報、国家人権委員会)については、質問表を前もってメールで送り、それに沿う形で回答をいただきながら、併せて関連の質問をするという形式を採った。ソウルに行ってから依頼した機関(ハングル世界化財団ハングル学会)と個人(戸田郁子氏)には、調査者が一人一人質問し、それに答える形となった。

本章では、以下、調査先の概要のみを示し、個々の機関、個人に対する聞き取り調査の詳細はそれぞれ1章ずつ別に記した。

[日程]

2010年9月11日(土)から9月15日(水)

[対象機関・個人]

(NPO法人)

青い市民連帯

(新聞社)

朝鮮日報

中央日報

韓国日報

(学会)

ハンゲル学会

(国家機関)

国家人権委員会

(個人)

戸田郁子(文筆家, 翻訳・通訳者)

[調査者]

山田 泉(研究分担者: 韓国調査班長) 法政大学キャリアデザイン学部教授

新矢麻紀子(研究代表者) 大阪産業大学准教授

大谷 晋也(研究分担者) 大阪大学准教授

窪 誠(研究分担者) 大阪産業大学教授

春原憲一郎(研究協力者) 財団法人海外技術者研修協会理事兼日本語教育センター長

三登由利子(研究協力者) 龍谷大学非常勤講師

永井 慧子(研究協力者) <ことばの会>もりのみやコーディネータ

朴 海淑(通訳) NPOらいこむ多文化教室代表

尹チョジャ(外部研究者) 元高校教員

[調査対象機関及び個人概要]

訪問日時順に記入した。時間数は、見学時間等を含むおおよそのものである。

9月12日(日)

青い市民連帯(NPO)

(午後0時30分～4時30分) 4時間

Moon, Jong-Seok代表から、団体設立から現在までの変遷や活動理念、運営方法とその経費についてなど、幅広く話を聞いた。その後、担当の方に、3軒ほどビルを隔てた3階の1フロアを占める多言語児童図書館を案内いただいた。

9月13日(月)

朝鮮日報(The Chosun Ilbo)

(午前9時55分～11時5分) 1時間10分

社会政策部のPark Jeong Hoon部長から社のミッションや総括的な話をうかがった後、同部のお二人の記者から個別の事例を含め、あらかじめ送ってあった質問項目に沿って話していただいた。6月の地方選挙で結婚移住女性が初めて当選したことなど、比較的新しい事例についても紹介があった。

中央日報 (Joong Ang Ilbo)

(午前11時40分～12時30分) 50分

マルチメディア研究所所長のKim Tack Whan氏から、あらかじめ伝えてあった質問項目に沿って答えていただいた。それぞれの項目について、適宜補足の質問を行った。調査終了後、昼食をとりながら、さらに話を伺う機会を作っていただいた。

韓国日報 (Hankook Ilbo)

(午後4時～5時30分) 1時間30分

午後3時からの約束であったが、本社がある場所(在韓国日本大使館の隣)と聞いていたところに行くと、ビルが建て替え中であり、連絡が取れてタクシーを捕まえて現在の仮の編集局についたのは1時間遅れだった。忙しいはずの政策社会部Lee Eun-Ho部長が、送っておいた項目に従って、丁寧に説明くださった。こちらが遅れた上に約束の時間を30分延長して話していただいた。

9月14日(火)

ハングル世界化財団ハングル学会 (The Korean Language Society)

(午前10時～12時) 2時間

ソウルに行ってから、渉外担当職員・研究員(External Department Secretary/Researcher)のKim Hanbitnari氏に取材を依頼した。当日、訪ねるとたまたまKim Jong-Tack学会長とエレベータが同じになり、まず、Kim学会長の韓国語と日本語の対照語彙論の話が続いた後、Kim研究員から世界の韓国語教育と学会の関係、在外の非ネイティブ韓国語教師研修について、在韓外国人へのハングル講座等について話を伺った。

国家人権委員会

(午後2時～4時30分) 2時間30分

Shon, Sim Kil事務総長に表敬した後、3人の職員・研究員から、委員会の権限、役割、施策、調査及びその処理方法など、たいへんに詳しく話していただいた。個々の事例につ

いても詳細な説明をいただいた。どの官庁からも独立した機関であり、プライドと気概を持って毅然と仕事に取り組んでいるという姿勢がよくわかった。「日本にはまだないようだが、同様の委員会ができるといいですね」という言葉に複雑な思いを感じた。

9月15日(水)

戸田郁子氏

(午前9時55分～11時5分) 1時間10分

文筆家であり、翻訳・通訳者である戸田郁子氏と面談し、韓国人男性との国際結婚当事者として見た韓国の社会事情、多文化事情について本音で語っていただいた。

3. 国家人権委員会訪問調査報告

日時：2010年9月14日(火) 午後2時～4時30分

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・大谷晋也・春原憲一郎・三登由利子・永井慧子・尹チョジャ・朴海淑(通訳)・窪誠(報告者)

協力者：Shon, Sim Kil(国家人権委員会事務総長)・Kim, Yoon Taik(広報協力課)・Hwang, Sung Yong(侵害捜査課捜査官)・Park, Byoung-Soo(侵害捜査課捜査官)

まず、国家人権委員会事務総長のソン・シムキルShon, Sim Kil氏から歓迎の挨拶を頂いた。次に、広報協力課のキム・ヨンテクKim, Yoon Taik氏より、国家人権委員会の活動に関する一般的説明を受けた。それによると、国家人権委員会の設立は、2001年金大中大統領政権の下であった。設立の起源は、1993年国際連合ウィーン人権会議をきっかけとしたさまざまな人権団体、市民団体の働きかけにある。つまり、人権に関する国際基準を韓国国内で実施することが目指されたのである。その背景には、従来、軍事政権という権威的政権の下で人権侵害が行われてきたという歴史があり、そのようなことを解消していくために国家人権機関設立が要請されたのである。

委員会の主な活動は、差別救済、陳情、苦情処理が一般的内容である。これらは、市民団体の協力のもとに行われている。また、外国の人権機関との協力、マイノリティ問題に対する制度的対処も行っている。さらに、少子高齢化傾向の下で移住労働者が増加し、経済的格差拡大の問題もあるため、経済的弱者救済も行っている。

人権委員会は、国連の国内人権機関に関するパリ原則にもとづく機関であり、法律に根拠づけられた、政府から独立した機関である。また、アニメーション展示などの啓発活動も行っているが、これはその活動成果がすぐにはわかりにくいので、継続的長期的活動が

必要とされる。

次に、ファン・ソングヨンHwang, Sung Yong侵害捜査課捜査官からの説明を受けた。それによると、移住人権チームという4人からなるチームがあり、ファン捜査官と彼の次に説明するパク・ピヨンスPark, Byoung-Soo捜査官は、そのチームに属している。そもそも、人権委員会の業務は、政策実行課、捜査課、行政課という3課に分かれており、移住人権チームは、捜査課にあたる。おもな業務は、陳情処理と調査だが、実際には政策にも関わっている。政策遂行上の課題として、以下の8課題がある。

1) 移住人権に関するガイドライン作成

現状として、韓国の在留外国人は、120万人。そのうち、20万人がオーバーステイである。韓国は現在、人口が減少中であり、そうした背景のもとで、政府機関は、移住ガイドラインを作成中である。そのガイドライン作成には、7～8部署が関わっているが、各部署からの提案内容を人権の観点から検討するのが人権委員会の仕事である。来年、ガイドラインを発表する予定である。

2) 未登録移住児童の教育権確保

韓国では、中学校まで義務教育である。未登録の子どもたちとは、つまり、オーバーステイの子どもたちである。未登録移住児童は、小学校までは行けるが、中学では校長の裁量による。そこで、保障法案を検討中である。

3) 未登録移住労働者の健康権確保のための人権政策

未登録とは、すなわち、オーバーステイのことであるが、健康保険なき人々の問題と結びついている。そこで、彼らの医療へのアクセス方法が検討されている。

4) サイバー空間での人種意識改善法案

これは、インターネットにおける人種差別的書き込みの問題である。よって、この問題点の確認作業が行われている。

5) 移住労働者権利条約

現在、韓国は、未加入である。この条約の加入国の多くは、移民送り出し国であり、受け入れ国はほとんど加入していない。現在、この条約への加入を検討している。

6) アジア国内人権機関の間の覚書締結

アジアでは、18か国に国内人権機関が存在する。移住労働者について、韓国は、昨年、モンゴルと覚書を締結した。今年、ネパール、フィリピンと予定している。これらは、主に、韓国への移民送り出し国である。日本とも締結を希望しているが、未だ、日本には国内人権機関が存在しないため、不可能な状況にある。

7) 難民女性の在留定着支援のための人権政策の検討

日本も同様であるが、韓国はほとんど難民を受け入れない国である。難民であり、かつ、女性ということで、二重の意味で不利をこうむっているため、委員会でとくにテーマにあげられている。

8) ソウルガイドライン（後述）後の問題に関する国際会議の検討

2008年、世界人権宣言60周年を記念して、移住に関する国際会議が開催された。その精神の体現がガイドラインである。2010年6月、人身売買に関する会議が開催された。

次に、パク・ピョンス捜査官から、陳情制度についての説明があった。まず、その陳情をおこなう権利を持つものは、韓国国民と居住外国人である。陳情は、基本的に匿名処理される。外国人申立人からの陳情事例として、出入国管理事務所での取り締まりの例が挙げられた。あるオーバーステイの中国国籍者が逮捕された際、運転担当職員が当該中国人の腹を蹴り骨折。その後、職員に付き添われてトイレに行った際、「なぐらないでくれ」と懇願した。ここでも暴行の事実が認められた。委員会は、この運転担当職員を検察に告発するとともに、上司へ向けた警告措置を取るよう勧告した。当該出入国管理事務所では、以前に暴行事例があったため、外部から講師を招聘して全職員への人権教育をおこなうことも勧告した。現在、検察は人権委員会の勧告を受けて捜査中である。また、警告措置が取られ、人権教育も行われた。

次に、政策勧告業務についての説明がなされた。委員会の業務は、韓国国家人権委員会法第19条に定められているが、その第1項により、人権に関する慣行についても、調査及び勧告をできることが特徴である¹⁾。例として、委員会が、2010年9月8日、女性家族部（聞き取り記録ママ。以下同様）に対しておこなった、移住女性についての意見表明の例を挙

1) (報告者注) 韓国国家人権委員会法の条文は、「韓国 Web 六法」のサイト (<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/jinken.html>, 2010年11月22日アクセス) 参照。

げる。韓国男性と東南アジア女性の間の婚姻において、仲介業者が介在する場合が多いが、人身売買類似の状況が報告されている。この仲介業者規制のための立法作業において、委員会に意見が求められた。その意見とは、当事者の情報交換を促す内容である。具体的には、4点ある。まず、第一に、過去の犯罪歴についての情報交換。たしかに、プライバシーへの介入の問題もあるが、経済的社会的弱者である女性が被害者なので必要である。とりわけ、男性側の性犯罪に関わる情報は女性に伝えられねばならない。情報は、なるべく、文書によって交換されねばならない。とりわけ、女性家族部のガイドにもあるように、精神疾患・性病・エイズについて記載した健康診断書の交換を促している。精神疾患については、男性による暴力の事例があったために考慮されることになった。とはいえ、女性家族部のガイドにおける精神疾患は、範囲が広すぎ、差別につながる恐れがあるため、健康診断書の交換においては、結婚生活に重大な支障がありうる精神疾患を具体的に記載するよう勧告した。

もう一点、委員会は、本人による同意の確認を勧告した。なぜなら、男性が外国に行つて、一週間という短期で結婚する事例が多いためである。その滞在期間中は、男性が費用をはらうため、女性の自己決定権が保障されない恐れがある。そこで、女性家族部のガイドは、お見合い前に両者が情報交換するよう促している。しかし、お見合い前というのは、あいまいなので、より具体的な方策を、委員会は勧告した。たとえば、何日前と規定するか、もしくは、女性が書面同意をするなど、お互いの意思確認を強調したのである。ただ、以上はあくまで、仲介業者を介して結婚する場合であり、当事者が直接出会う結婚する場合ではないことに注意していただきたい。

悩ましい点として、人権委員会は個人を守るという前提があるにもかかわらず、私的領域に介入している点である。つまり、個人情報の保護が一定損なわれることになるのだが、やはり、弱者保護の観点からやむをえない。先ほどファン捜査官から、外国人保護施設についての説明があったが、それをさらに詳しく説明する。これは、オーバーステイの外国人を、退去強制まで収容する施設である。委員会は、毎年チームを組織して、この施設を訪問調査している。とりわけ、面会権、通信権、衣服支給(清潔の権利)、医薬支給などの重点項目を点検して、調査をおこなっている。その調査結果に基づいて、報告書を作成し、改善点を法務大臣あてに勧告している。細かいことになるが、医薬の有効期限の確認、衣服も本人が清潔なものを自由に替えられるかを点検している。

《資料》

質疑応答等（「J」は日本側、「K」は韓国側）

J：結婚仲介業者が人身売買犯罪を疑われた場合、国家人権委員会の勧告に従っているといういいわけができるのか。

K：勧告対象は、国家機関のみである。仲介業者への勧告ではなく、女性家族部への勧告である。とはいえ、差別については個人を対象とする調査がありうる。たとえば、障害者雇用における差別について、業者を調査し、勧告することが可能である。ただし、勧告には、司法的拘束力はなく、問題を指摘する意義があるのみである。とはいえ、勧告に自主的に従う例は多い。つまり、人権侵害については国家のみだが、差別については、国家であろうが私人であろうが勧告する。

J：収容施設についての勧告のフォローアップは？

K：まず、勧告をおこなう前に、国際基準、国内法、海外の例など、あらゆる調査検討をおこなう。フォローアップとしては、勧告が受け入れられない場合、その理由提供を求める。それでもだめな場合には、マスコミに情報を提供したりする。政府機関に対する政策勧告の受け入れは、50パーセント以上である。差別における個人を対象とした勧告は、80パーセントが受け入れられている。ただ、政策勧告には、即時にはできない場合もあるという、時間の問題もある。たとえば、改善までに、4、5年かかる場合もある。

J：外国人に関する陳情はどれくらいあるのか。

K：割合はわからないが、ここ2、3年で、増えていることは確かである。

J：外国人に関するチームができたということだが。

K：それは、必ずしも現状がどうだからという意味ではなく、将来の多文化社会に備えてやっている。

K：日本にも不法滞在は多いのか。

J：多いが、日本にはまだ国家人権委員会はない。

K：日本の外国人はどれくらいいるか。中国人だけでも、数十万と聞いている。

J：外国人（登録者数）は約220万、中国人は約70万である。

J：「統合」という言葉の定義があるか。

K: 定義はないが、「統合」の反対は、「排除」である。「統合」は、社会の原則と方向を表した言葉である。よって、移住民だけではなく、ホームレスや社会的弱者といったマイノリティが排除される社会は健康的な社会ではないという意味である。よって、そういった人々を社会の構成員として迎え入れるということが「統合」であり、その反対が、「排除」である。

J: 「統合」は、日本では、植民地支配を想起させるので、その使用が避けられる場合もある。

K: それは強制を意味しているからだと思われる。強制の意味を排除した「社会的」ということばを「統合」の前につけたりすることもある。つまり、「社会の仲間に入れる」というイメージで考えていただきたい。韓国では、「統合」はいいイメージで用いられている。とはいえ、安易に用いると、強制や強要にもなりうるので注意が必要だが、「統合」はあくまで水平的な関係性を意味し、弱者が社会の中に入ることを支援する意味、協働という意味で用いている。

J: 日本では多文化共生という言葉を使ってしまうのだが、それも、便利になりすぎて、ヨンさま、チマチョゴリ、キムチパーティというふうになってしまう。

J: 韓国では、「多文化共生」という言い方はしないか。

K: 韓国では、「多文化共生」自体はないが、「ともに生きる社会」という言い方はある。私たちのキャッチフレーズはご存知か。「人間が人間らしく暮らす生き様」である。

J: 日本人は、「多文化」のなかに入っていないことが問題だ。

K: 韓国も同じ。

J: 日本の施策では、必要なものが必要な人に届けられていない。多言語での広報がなされていない。

K: 私たちは、言語サービスの勧告もおこなっている。

J: 伝統的な血統を重んじる社会伝統の変化を感じるか。

K: 変わっていくことは事実と思われる。人権委員会が女性家族部に対しておこなった勧告の中に、「『混血』という言葉は使わないように」というのがある。その反対が「純血」となり、「混血」を排除する危険性があるから。伝統が変化せざるを得ない社会的条件がある。つまり、現実には、10組に1組の夫婦が外国人を含んでおり、その中で、純血・混血と書いていても意味がない。

J: 「混血」の語の不使用勧告はいつごろか。

K：資料を提供できるが、2001年か2007年かよく覚えていない。国連への報告の際におこなった²⁾。

K：この研究はどのような形になるのか。

J：各機関での調査結果は学術資料としてまとめて報告する。また、来年度の研究期間終了後には論文を執筆したり、「人権」を重視した法案を提案したりすることにつながっていきたい。韓国には国家人権委員会があるのに、日本にはないということも学会等で周知したい。

J：政府によって貴委員会の人員が大幅に削減されたと聞いたが、それによって業務にどのような影響が出ているか。

K：20%減らされた。心が痛い。200人以上だったのに170人ぐらいになった。

J：今の政権になったからか。

K：(曖昧・複雑な微笑)ただ、またそのうち必要になると思う。

J：人事異動は？法務部に行ったりすることもあるか。

K：行くことも来ることも可能。行きたいということはない。国家人権委員会にいたいから公務員をやっているので、他の機関に行きたいということはない人がほとんどである。また、減らされたのはNGO関連から来ていた非正規の人だと考えればいい。

4. 青い市民連帯訪問調査報告

日 時：2010年9月12日(日) 午後0時30分～3時30分(その後、多言語児童図書館を見学)

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・春原憲一郎・窪誠・大谷晋也・永井慧子・尹チョジャ・
朴海淑(通訳)・三登由利子(報告者)

協力者：Moon, Jong-Seok氏(「青い市民連帯」代表)

オブザーバー：金 侖貞氏(首都大学東京 准教授)

1) 「青い市民連帯」設立の経緯と運営状況

1994年に創立され、東大門区地域を中心に活動している。代表であるMoon氏が創立した非営利の市民団体で、国からは完全に独立している。

常勤が8名いて、一事業あたり1～2名の常勤が対応している。各事業に約20名のボラ

2) (報告者注) 2007年8月10日、国連人種差別撤廃委員会における韓国国家報告書審議において、韓国国家人権委員会代表が行った発言を参照。UN Doc. CERD/C/SR.1834, para.6.

ンティアがいる。

運営の費用は、会員から集める会費と民間の財団の支援でまかなっている。プロジェクト内容によっては、行政から一部補助金を受けることもある。韓国にはキリスト教系の団体も多いが、ここは宗教とは一切無関係で、ムスリムの人も来ている。

会員というのは、正会員と後援会員からなっている。毎月お金を振り込む正会員が200名で、後援会員が500名である。

各活動の参加費は、原則無料。ただし、後述する「お母さんの学校」は、わずかだが参加費をもらっている。自分の学びのための費用を自分で払うことも、参加者の自尊心回復という活動目的に沿うと考えるからだ。

設立のきっかけは、民主化運動だった。設立当初は、地域の中に根付いて、地域から国家の民主化を完成するのだと大きいことを考えていた。現在は子どもを育てる隣近所の住民からの発想として、生活の一部として考えている。

韓国の識字教育は民主化運動のメンバーが中心となったといっても過言ではない。韓国の民主化運動は産業化とともに発展してきた。民主化運動の中で、産業化の主体である女性たちが非識字者であることがわかった。産業化の犠牲者たち、特に女性たちが、文字が分からないことによって抱えている色々な問題を何とかしたいと思った。

また、韓国は多様性に対して苦手な排他的。違うことは間違いだと思われる。差は差別につながる。それを解決しなければ民主化は完成しない。外国人移住者が入ることで多様性に気づくことにより、韓国人の中のマイノリティ、たとえば障害者等の存在にも気づくことになる。みんなが多様性の中で自分らしく生きる社会を作っていくために、このような活動が大切だと考えている。

2) 活動内容

(1) お母さんの学校(オモニハッキョ)

朝鮮戦争の時期とその後の産業化の時代に取り残された50～70代の女性のための識字教室。

目的は、言葉を教えるというのはもちろんだが、その中で、お母さんたちの自尊心を回復すること。つまり、自分たちが文字を学ばなかったのは、自分たちの問題なのではなく、社会の中で阻害されていたことが問題であると気づくこと。その上で文字を身につけ、自尊心を回復して自立していくことを目指している³⁾。

3) 訪問時、通された部屋には、壁一面にオモニたちの若いころと思われる写真が説明つきで貼ってあった。文字ができない人たちは、自分のことを隠して生きる傾向がある。そうではな

(2) 移住労働者のための韓国語教室

1998年に始まった。その背景は、当時がIMF時代と呼ばれる景気が後退した時期だったこと。その頃から多くの外国人が韓国に来て、「韓国語を教えてほしい」と依頼されるようになった。

最初は外国人労働者にとって韓国語が重要だと思ってやっていたが、近年は、人権問題、共同体問題、コミュニティの中での相互交流・文化交流などにも力点を置いている。国籍では、バングラデシュ・インドネシア・ベトナムからの人が多い。

(3) 結婚移民者とその家族たちに対する支援

2003年に始まった。ソウル地域では最初に多文化家族支援を始めた団体だと言える。

多文化家族は、以前は釜山・全羅道などの農村漁村地域が多かったが、ソウルでも増え始めたので対応するようになった。労働者の受け入れをしていたので、そこからの紹介で広がった。

内容は、お母さんたちに対する韓国語教室、家族に対する妻の文化を理解するためのプログラムなどである。

多文化家族としてここで登録しているのは300家庭。その中で継続的にコンタクトを取っているのは200家庭。その中で定期的にずっとアクセスを行っているのは40家庭。国籍は、日本・モンゴル・ベトナム・中国・インドネシア・イラン他である。

(4) 低所得家庭、独居老人への支援

低所得家庭の中学校1～3年生の子どもたちを支援するプログラムと独居老人の訪問を行っている。

(5) 多言語児童図書館の運営について

2008年9月に国内で初となる多文化家族の子どものための図書館を設立した。

みんなの図書館をみんなで維持すると考えてもらいたいという趣旨から、運営費用は、会員をつのって会費制としている。所蔵書籍は、買ったものもあるし、企業や個人からの寄付もある。

利用者の多くは韓国人の子どもたちだが、彼らに多文化社会の状況を理解してもらうことが重要と考えている。多文化家族の子どもに対する韓国語童話の読み聞かせや、結婚移

く、自分を表現するための活動として年に1回、自分が一番輝いていたときの写真を提出してもらい説明をつけて展示するということだった。

民者の女性による母文化の紹介なども行われる。

日曜日は、4時に閉館した後、地域の住民のために無料で針治療を行っている。

《資料》

質疑応答等(「J」は日本側,「K」は韓国側)

1) 識字教育について

J: 行政による識字教育は行われていないのか。

K: 歴史的には、戦後、徴兵制度によって軍隊に集められた男性に文字が分からない人がいて、彼らを対象とした識字教育が行われた。行政が行ったのはこれだけ。

60～70年代は産業化の時代で、働く青少年向けに夜の識字教室があった。80年代後半からは成人の女性を対象とした識字教育も始まった。これらは民主化運動の活動家たちが担った。行政からは、一部支援があるだけである。

2007年に生涯教育のための法律が改正され、識字教育もそこに含まれることになった。そのため、2007年以降、行政からの支援が出てきたので市民団体独自の活動が減り、行政が実施する教室の方が増えてきた。

(オブザーバー金氏による補足説明: 識字教育自体の法律を作ろうという動きはあった。しかし、同じ頃に平生(=生涯)教育法が改正され、「平生教育」の定義の中に、「文字解読」として識字が含まれることになった。ただし、識字の概念が狭くとらえられている。現在は、再び識字教育のみの法律を作ろうという動きがある。)

J: 市民団体の教室より行政が行う教室が増えるのは、いいことだと思っているか、悪いことだと思っているか。

K: 支援があって、多くの人が助かるのはいいこと。しかし、識字教育の理念が守られずに量ばかり増えていくことには問題がある。

J: 識字の問題というのは、非識字者個人ではなく、社会が作った問題なのだから、社会が解決すべきだと思う。そのためには行政がやるのが当たり前。ただし、内容をどうするかに関しては、歴史を持っている市民団体がチェックしていくことが重要だと考えている。また、社会に識字についての認識を深めてもらって、行政に圧力をかけていくことも重要だと思うが、その点に関してはどうか。

K: おっしゃるとおり、社会が作った問題なのだから社会が解決すべきだと思う。そのためには行政がやるのが当たり前、それを気づかせたのは市民団体。理念を含めて行政がやってくればありがたいが、バランス的に緊張関係にあるといってもいい。

J：自尊心を回復して自立を目指すというのが理念だと聞いたが、行政がやる場合はそれがきちんと行われていないということか。

K：市民団体によって法案も作られたし、今の内容ができたし、その過程に私も参加した。たとえば、支援金の配分のところまで参加して主体的にやってきた。ただし、今後継続できるかどうかは不安。その要素の一つは、行政が識字教育受講者の学歴を認定しようという動きがあること。そこには、生涯教育という目線ではなく、はやく卒業させて終わらせようという意図を感じる。行政が便宜を優先している傾向がある。市民団体としてはそれなりの準備をしている。

2) ボランティアについて

J：一つのプロジェクトにつき20名ぐらいのボランティアがいるとのこと。ボランティアには支援者としての役割に加え、学習者としての役割もあると思うが、どちらを重視しているか。あるいは他の役割は？

K：事業の運営の中心は、常勤職員ではなく、ボランティアの方々。意志を同じくする有志が主体となってものごとを進めていく。常勤の役割はサポートすること。常勤の力が強くなりすぎるとボランティアの力を削ぐことにもつながるので、そのバランスに注意しながら運営している。「お母さんの学校」の場合でいうと、先生はすべてボランティア。そのほかにもボランティアが主体になっている。

J：学習する側としてのボランティアの側面は？

K：結論から言うと、ここのボランティアの活動は全国の市民団体から羨まれるモデルケースになっている。最初はそうでもなかったが、やっている間に継続性の中でボランティアの意識が向上してきた。常勤の私たちがボランティアの意識向上に向けて努力している。全国で韓国語を教える先生たちのために、韓国語教育指針の本を発行したが、それを作ったのも専門的知識を持ったボランティアたち。

J：ボランティアはどういう人たちか。

K：内訳は7割が大学生。20～30代の若い社会人、40～60代のリタイアした人もいる。ある活動の参加者が別の活動のボランティアになる場合もある。たとえば、「お母さんの学校」の参加者が移住労働者の教室でボランティアをするし、移住労働者が独居老人の家庭訪問をしたりもしている。

ボランティアの大学生が多いのは、韓国の全般的な傾向ではない。大学がたくさんあるというこの地域の特徴。他の地域では民主化運動を経験した世代である40代が多い。

J：ボランティア活動に参加して大学から単位が与えられるなどの制度はあるか。

K: ボランティア単位があり、社会奉仕をすると単位を与える大学が増えている。また、ボランティアを継続したことが就職する際に有利に働くこともある。ただ、大学で制度があっても、それが目的で来ている学生は長続きしない。自分の意志で来る人が長続きする。

J: 日本では、ボランティアには主婦が多いが、韓国ではどうか。

K: 図書館の活動は主婦の方が中心になっている。地域的な特徴として、ここでは若い主婦は少ない。他の地域であれば主婦が8割ぐらいというのが一般的。高齢者のボランティアは少ない。高齢者は保守的な時代を過ごしたので、社会参加に対して消極的。

J: ボランティア活動へのインセンティブについて知りたい。韓国ではキリスト教精神がボランティア活動の背景にあることは承知しているが、若い社会人のボランティア活動への参加には、それ以外に企業のCSR(社会貢献)なども関係しているのか。

K: 民主化運動の過程では抵抗運動が大きかったが、今の20代30代はすでに民主化された社会で成長したので、自分の成長との関わりでボランティア活動に参加しているのだろうと考えている。若い社会人が多いのはこの特徴で、他の地域では20代30代の社会人は少ない。

ここで多くの若い社会人がボランティアをしている理由の一つは、休日や夜間のプログラムがあるから参加しやすいこと。もう一つは、学生時代に参加していた人が就職してからも継続していることがあげられる。

J: ボランティアの居住地は?

K: 多くは近辺の居住者だが、かなり遠いところから来ている人ももちろんいる。

3) 移住民支援の経緯と支援の理念等

J: 外国人労働者や多文化家族の女性たちをサポートするようになったのは、それを必要とする人がいたからだとは思いますが、移住労働者の受け入れや国際結婚をどんどん進めるべきだと思ってやっているのか、そういうことと関係なくやっているのか。

K: 韓国は基本的に単一民族で、民族に関して保守的な国家だが、外国人の流入は社会現象として現に起こっている。少子高齢化する韓国社会では、必然的に受け入れざるを得ない。異文化の人が入ってくることに對して、地域住民に違和感やとまどいはあるが、地域で活動する団体としては、隣人としてともに暮らしていくために支援することが役割だと考えている。外国人の受け入れを進める進めない、というのは自分たちが選択することではない。地域社会の問題を解決するためにやっている。

J: 「移住労働者に韓国語を教えてやってくれとって地域住民が連れてきた」と論文

に書いてあったが⁴⁾、その経緯は？

K：具体的な事例としては書かれていたとおり。高齢者にハングルを教えているという噂が広がっていて、外国人が入ってきたとき、地域の人に行ってみなさいといわれた人が来た。その時は外国人労働者が増えるという想定はしておらず、人権を守るために対応した。その後、全国的に増加してきた。

J：外国人労働者の学習目的は何か。日本にあるような、「資格試験に合格するために手取り早く教えて」というようなニーズはあるか？

K：そういう要望もないわけではないが、設立趣旨と理念を大事にしている。韓国語を教える機関は他にもたくさんあり、ここに来る人はここを選択して来ている。ここに勉強に来てボランティアとしても参加する人もいる。人権教育から始めることが大切だと確認しつつ進めている。

J：韓国語教育と人権教育は切り離されているか。

K：言葉としては日曜日の授業でやっている。人権教育としては、社会に共感をもって参加していくために、登山をしながら交流したり、互いの文化を紹介したり、人権教育のための視聴覚資料を見せたりする。それを企画するチームがある。

J：外国人処遇基本法と多文化家族支援法ができたことで何か変化があったか。

K：結論から言うと、法律が社会に与える影響は微々たるもの。むしろ、社会が変わったから法律になった。多文化家族支援法は、外国人の中の結婚移民者、つまり12%でしかない人たちのための法律で、そこからはずれる外国人の方が多い。

J：お金をもらえるスキームが増えた等の変化はどうか。

K：結論から言うと、事業を委託された多文化支援センターは潤っているかもしれないが、そこから外れた市民団体には恩恵はない。市民団体としては、特定の外国人のための法律ではなく、すべての外国人のための、包括的な指針とか法律が必要ではないかと考えている。労働者・非労働者、定住者・非定住者にかかわらず、である。日本の多文化共生指針は羨ましく拝見している。韓国では、法律に基づく補助によって恵まれたグループと恵まれないグループという、一つの国の中に二つの国があるみたいな状況になってしまっている。

4) 朝倉美江ほか(2010)「韓国の移民政策と移民支援活動の現状と課題」『金城学院大学論集 社会科学編』6(2), p.20

(4) 多文化家族支援について

J：多文化家族のお母さんや、韓国語が十分でない子どもに対するプログラムはあるか。

K：韓国語教師のための指針の本を作ったと言ったが、ここで「韓国語教師」とは、多文化家族のお母さんも含まれる。すべての韓国語教師が対象だが、多文化家族のお母さんが子どもたちに教える場合にも、韓国語を教えるすべての人のための指針になるものと考えている。

結婚移民者たちが第二言語である韓国語を学ぶプログラムもあるが、それは、母親が子どもに韓国語を教えるためのものではない。母親には、自分の母語で子どもに教えてくださいということをお教えている。韓国語は韓国人のボランティアが助けている。母親による母語教育が大切であることを強調している。母親が自分の国の言葉で子どもを教育するように支援することが大切。

母親より韓国語ができる子どもたちは図書館のプログラムで指導している。

J：早く韓国語ができるように、家庭でも韓国語を使うよう学校が圧力をかけることがあると思う。日本では、家庭では母語でといっているけど、子どもが反発して日本語を使うことも多いが、そういうことはないか。

K：もちろんあるし、それは多い。よくわからないが、日本より韓国の方がむしろ圧力が大きいのではないか。だからこそ、韓国人の父は韓国語で、外国人の母親は母語でということをお教えている。韓国語を強制されて母親が何も言えなくなってしまうようなことを防ぎたい。

J：姑や父親に対するプログラムはあるか。

K：夫の教育も大事。ここにもプログラムがある。恋愛ではなくお見合いで異文化の女性と結婚している場合が多いので、夫に奥さんの情報を伝えることも重要。舅姑に対しては、呼び出してまで教育できないので、訪問して相談に乗ったりしている。特に嫁姑の問題には、通訳したり仲介したりしてきた。

J：舅姑や夫の側に学習への抵抗はないか。

K：多文化家族のほうから助けを求めてくるので、こちらが優位に立つ状況にある。うまく家庭をやっていきたいと思っているので、こちらに不満をぶつけてくることはまずない。ただ、離婚問題を手伝ったりするときには排他的になる人もいる。

J：日本では、ほんとうに困っている人が助けを求められず引きこもっている傾向がある。そういう人たちをどうやって見つけて、手をさしのべればいいのか、いい方法があればご教示願いたい。

K：緊急家庭・危機家庭と呼んでいるが、そういう家庭もちろんある。だが、こちら

で対象にしているのは主にうまくやっけていこうとしている家庭。緊急家庭には、移住人権センターというコールセンター(新矢・大谷・三登・春原2010参照)があるので、そちらが対応している。そちらと連携を取ることもある。

J：韓国語の不自由な子どもたちに学校教育の中で支援はあるか。

K：韓国語が不自由な子どもは基本的にはいない。韓国語ができなくて入ってくる子どもはいない。ただ、多文化家族の子どもの韓国語は十全とは言えないので、こちらでは、図書館で童話をたくさん読んであげるプログラムをやっている。学校では、特に何もやっていない。

(オブザーバーの金氏による補足説明：2009年に初めて中途入国の子どもに対するシンポジウムが開かれた。両親が外国人(とくに不法滞在)の場合は、学校に入学させないケースが多い。法的には、入学できるようになったが、親が止めたり校長が止めたりする。そういう子どもが多い地域は、先生たちが学校を借りて土曜日に自主的な学級を開き始めたりにしている。)

K：日本で日本語教育保障法案を作るという話を聞いたので、韓国の現況について説明したい。

若い市民連帯で考えているのは、韓国人も外国人も分けずに、識字教育として韓国語教育を推進していくべきだということ。識字教育と移民教育を一体化して考えている団体はほとんどない。生涯教育の中で内外を問わず識字教育をやろうという理念を持っており、平生(=生涯)教育学会へさかんに発信している。

移住労働者は住んでいる間だけ韓国語を学ぶが、本国に帰ってからでも韓国語を使って種々の活動をするかもしれない。

結婚移住者は、初期はコミュニケーションのための韓国語が必要だが、そのうちに子どもへの教育者としての立場で韓国語が必要となる。子どもが自立すれば社会人としての韓国語も必要になる。一方、福祉としての韓国語教育は短期的対応に過ぎない。生涯を通じた韓国語教育、長年にわたってサポートできる韓国語教育が必要で、ここではそれを目指している。

言語は社会や文化に対応するもの。言語話者は権力の持ち主になる。言語を持たないと人権を侵害されることになる。私たちが作った韓国語教育の指針では、学習者が成人の場合、きちんと成人として遇しながら教えることが必要だし、文化相対主義に基づいて相手の文化を理解しながら教育することが重要だということを強調している。

5. ハングル学会訪問調査報告

日 時：2010年9月14日(火) 午前10時～12時

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・窪誠・春原憲一郎・三登由利子・永井慧子・尹チョジャ・
朴海淑(通訳)・大谷晋也(報告者)

協力者：Kim Jong-Taek (President)・Kim Hanbitnari (Researcher)・
Seong Gi-ji (Researcher)

ハングル学会は、韓国(朝鮮)語(以下、韓国語と記載)とその表記法としてのハングルの研究や、それらの普及促進を行っている団体である。以下、訪問時の取材を元に、1) 歴史的な側面、2) 現在の役割、3) 今後の見通しに分けて簡単に報告する。

1) 歴史的な側面

ハングル学会の起源は1908年まで遡ることができ、この分野で最古の学会である。「学会」と称しているが、日本において通常その言葉から想起される、諸団体の研究者が研究上の必要性から組織する団体ではなく、それ自体の中にも研究者を抱える学術研究・成果普及促進のための団体である。現在は財団法人の形を取り、約600人の韓国語学者と2万人の一般市民が学会の活動を支えている。

当初から、辞書を作成したり正書法を研究したりするなどの活動とともに、韓国語の教育を推進することに主眼を置き、寺子屋的に韓国語教育を始めた。1910年からの植民地時代には、日本から弾圧を受ける受難の日々が続いた。特に、1942年10月から1945年8月にかけては、多くの研究者・教育者が投獄され、うち2名が獄死した。当時の学会員の中には、後の教育大臣や法務大臣、有名な詩人なども多く含まれている。

1950年代からは、延世大学で外国人に対する韓国語教育を始め、その後、ソウル・高麗・慶熙など、多くの大学における韓国語教育に寄与している。

活動の基本は、あくまでも韓国内における国語教育が目的だったが、1990年ごろから、国の方針もあって、外国語としての韓国語教育と国内の国語教育とを明確に分離して、政府機関や諸団体などが住み分けるようになってきた。それに伴い、1997年からハングル学会は主に海外に居住する韓国語教師の研修を担うようになった。世界各国で韓国語を学びたいという外国人が増えてきたことが背景にある。

一方、1930年ごろから1988年までは、ハングルの正書法について研究し、国内における普及に尽くしてきた。1988年以降は国立国語院がその役割を担うことになったが、いわば、それまでの「国語における無政府状態」において、政府の役割を果たしてきたとも言える。

新聞などのマスコミに統一した文字の書き方を指導したり、国のハングル表記を統一したりするための相談に応じてきた。現在でも、国立国語院と並んで韓国語に関するさまざまな相談に応じている。

2) 現在の役割

現在、韓国語教育に関しては、在外国民に対する教育は教育部が、在外同胞（注：たとえば在日韓国人など）には外交通商部が、外国人には文化部がそれぞれ所管するようになった。ハングル学会は、外国人に対して外国語としての韓国語を教育し、韓国語を世界に広く普及させることが目的の財団法人で、文化部が所管している。海外への韓国語普及を目指す組織としては、政府が行っている、世宗学堂の各国への設置があり、世界で20箇所存在している。学会では、それを支えるサポートも行っている。以下に述べる研修にも、世宗学堂で教えている韓国語教師が数年前から参加している。

1997年以降、ハングル学会の主な仕事は、在外の韓国語教師の研修になった。韓国語が世界に普及するに伴って教員研修の必要性も増している。最初は、「韓国人であれば韓国語が教えられる」という発想が危険であることを伝えることから始めた。

類似の研修は、教育部・外交通商部・文化部がそれぞれ所管して別の団体でも行っている。たとえば国立国語院で1992年に始めた研修プログラムでは、韓国語の書き方についての限られた内容を中央アジアの人たちを中心に教えていた。ハングル学会で行っている研修は、期間も2週間と長く、システムティックで充実しているので、人気がある。個人的には、観光や文化・歴史の教育とハングルの教育とを分けなければいけないと考えている。在外の韓国語教師を韓国に集めて研修するのが基本だが、渡航費・滞在費・研修費等はすべて無料である。

近年の研修状況としては、2007年に初めて、教師の属性によって研修プログラムを分けたことが特筆される。韓国人教員・外国人教員・専門家や通訳翻訳家の3つに分けて行った。しかし、専門家たちの参加が少なかったので、2008年からは韓国人教員と外国人教員等の2つに分けて研修している。

今年（2010年）は、8月に韓国人教員だけの教員研修を行った。10月には、外国人教員と専門家を対象に研修を行う予定である。

各研修が終了した後も、継続したコンタクトをとるように努力している。ウェブサイトやメールを通して、教え方の悩みなどの相談も盛んに行われており、担当者も年に4回は参加者にメールを出すようにしている。参加者が夏休みなどに韓国を再訪することも多く、互いの消息を伝えあったり研修の思い出を振り返ったりもしている。

3) 今後の見通し

一番の問題は、やはり予算。政府機関から補助を受けているが、今後は民間からも助けてもらわないと厳しい。14年間教員研修をやってきているが、一度研修を受けた教員の再研修はできていないし、もっと質の高い研修を目指すためにも予算が必要になる。

教師が韓国を訪問して、直接自分の目で韓国の様子を知ることができるため、韓国で研修を行うことは重要だと考えている。だが、こちらから諸外国へ出かけていって、短い期間であっても、より多くの人に研修機会を与えることも重要であり、今後考えて行きたいと思っている。そのためにも予算が必要になる。

また、各国が実施している韓国語教育への支援を行うことも重要だと考えている。海外の韓国語教育の実態を見ていると、学校教育の中で行われている場合は教師の身分に「明日の保障」があるからいいが、たとえば日本の場合は学校の中にほとんど韓国語教育はなく、週末に市民団体等がボランティアや教会でやっているのが実情である。教師は使命感だけでやっているが、使命感だけでは、明日も続けられるという保障がない。したがって、安心して継続できる学校教育などの中に韓国語教育が普及していけるように働きかけることが重要だと考えている。各国の事情に合わせて支援を考えていきたい。

海外における韓国語普及機関として世宗学堂が世界で20箇所に設置されているのは嬉しいことだし必要なことだが、憂えているのは、零細で運営が厳しいこと。そのため、目的が達成されているとは言えない。一方で、図書館がなかったり学校がなかったりするところに世宗学堂をつくるのはいいが、韓国語学科がある大学内に作ったりしている場合もあり、少ない予算を無駄にしている面もある。中国にある世宗学堂は予算が豊か。

世宗学堂に限らず、韓国のことを知らせる民間外交官として現地の教員が韓国語の普及等に努めていくのは、今後とも非常に大切だと考えている。

現在論文を執筆中で、その中で韓国語教師の処遇を改善すべきだと提言している。現代・サムソンの社員のように、韓国語教師がエリート民間外交官になるべきだと主張している。

《資料》

質疑応答等(「J」は日本側、「K」は韓国側)

J：確認だが、外国語として、継承語として、いろいろな形の韓国語教育があるが、2世3世に対する継承語教育のボランティア教師を研修するのが仕事か。

K：以前はそういうことが主だったが、今は、仕分けをして、在外同胞に関することは別の組織でやるようになっている。今年は、小学校から高校までの正規教育の教員を呼んで研修をした。個人的に不満を持っているのは、対象を形式的に分けていること。教員の

身分によって所管機関が別れているが、目的に応じて教員自身が望む研修を受けられるようにすべき。予算があればハンゲル学会でも対応できるが、国から委託されて補助がついている事業なので、指示された対象にしか研修ができない。

J：観光や歴史・文化ではなくハンゲル教育に重点を置くべきだというのは具体的には？

K：1997年に韓国語教育に関していろいろ議論があったことに始まるが、その際、韓国人であれば韓国語を教えられるわけではないというポリシーを出した。韓国語教育の3つの柱は、韓国の歴史や文化の背景知識、韓国語そのものに関する知識、韓国語の教授法、である。その3つの柱が重要だと打ち出して研修している。そのため、ある程度は歴史や文化も扱っているが、ニーズが多いのは教授法である。

J：海外の小中学校で韓国語を教育する際、韓国の小中学校で使っている教科書を使うことがあるか。そうしないで、外国人の子どもに対する教育法を考案して教授しているのか。

K：子どもや外国人に直接教えるわけではなく、教員研修が担当なので詳細は把握していないが、外国語としての韓国語教育を国語教科書を使ってやっているということはないと思う。教員が教えたい内容や、対象としている学習者に応じて、教え方を指導するのがここの仕事。

J：研修を受ける教員が韓国語を教える対象はどんな人か。たとえば、国際結婚等で来韓前のベトナム人女性に教えている人はいるか。

K：それは別の機関の所管。

J：海外の小中高で韓国語を教えている教員は何人ぐらいいて、そのうち研修に来るのは何人ぐらいか。

K：教員の全体像は把握していない。小中高に限らず、大学の教員でも申し込みは可能。小中高大の教員で在外公館の推薦を受けた者が研修を受けられる。何名という決まりはない。1回の研修の対象者はだいたい30名程度。東京の関東国際高校には韓国語コースがあり、その先生が研修に来たこともある。

J：韓国内の多文化家族の子弟や外国人に教えている教員は対象ではないのか。

K：以前から国内の教員は対象にしていない。多文化センターの支援があったり、市民団体の支援があったり、大学の語学堂のプログラムがあったりするので、そういった団体の韓国語教育プログラムで学習している。

J：韓国語学習者の分布・動機・タイプなどについて知りたい。

K: だいたい3つのパターンがある。韓国語学習のニーズが高くなって教員の研修も始まった。韓流ブームの影響が大きい。ヨン様・東方神起・少女時代などの影響で、芸能人の言葉を直接理解したいという人が増えた。2番目は海外同胞の継承語教育のため。3つ目は、単純に韓国の文化や生活などを知りたいという人たち。最近はアジアが多いが、韓流ブームの影響はヨーロッパにも広がっている。これからは学習者のタイプも広がってくると予想される。

J: ビジネスは?

K: もちろんそれもある。学校の中では観光韓国語とかビジネス韓国語などの授業もある。1988年のソウルオリンピック, 2002年のワールドカップ開催などによってビジネスニーズなども高まってきている。

J: 今お書きの論文の趣旨に賛成である。日本語に訳されることを祈っている。読んでみたい。

K: ぜひ翻訳してもらいたい。知り合いの日本人に頼むこともできるが…。

J: 安定した雇用・収入のある韓国語教師を作るには、語学教育に予算を割くことができなければ難しいと思うが、どのようにお考えか。

K: 予算の話は直接には論文に書いていない。韓国語教育に関する問題点を認識し、理解を深めてもらいたいというのが趣旨。政府機関でもその重要性には気づいていると思われるので、将来的なビジョンを提示した。

J: 韓国語教師の養成・派遣はどこでやっているか。

K: やっているのかもしれないが、情報は持っていない。2002年度にはヨーロッパ3か国で訪問研修をしようとしたが、予算が取れなかった。力を持っているとすれば国立国語院だと思う。

J: ハングル使用の統一について、国立国語院では行っていないのか。

K: 双方でやっている。ここでもさまざまな相談に応じているし、国立国語院では各地で国語相談所をやっている。民間団体でありながら、1930年ごろから1988年まではハングル学会が正書法を担ってきた。それ以降、政府機関である国立国語院で担当することになった。国語の無政府状態だった部分をこの団体が担ってきたと考えればよい。

J: 韓国語教授法について。

K: 話す・聞く・読む・書くの四技能があるが、その4つに分けて発音や語彙力、文法

などの教育評価をやっている。ここに研修に来る人は現場で韓国語を教えている人たちばかりで、ベテラン教師も多い。したがって、それぞれを助けるという側面が強い。ただし、来る人のレベルはばらばら。一般的な講義を行い、ワークショップをやり、質問を受けつける。

研修プログラムの中には教育実習の時間があるが、教室を訪問して現場を参観することもあるし、模擬授業をやったりもする。その後、ディスカッションとフィードバックを行う。

J：参加する人たちの個人負担は？

K：渡航費・宿泊費・研修費すべてが無料なので、基本的には個人負担はない。

参考文献

朝倉美江・原史子・中尾友紀・新田さやか(2010)「韓国の移民政策と移民支援活動の現状と課題」『金城学院大学論集社会科学編』6(2)

日本語教育保障法研究会編(2009)『日本語教育保障法案』大阪産業大学

新矢麻紀子・日本語教育保障法研究会(2009)『ニューカマーに対する日本語教育保障法案の創出をめぐる言語教育学・公法学的研究』(平成19~20年度日本学術振興会科学研究費補助金(萌芽研究)研究成果報告書, 課題番号19652050, 研究代表者 新矢麻紀子)

新矢麻紀子・山田 泉・大谷晋也・三登由利子(2010)「韓国における移民関連施策および支援状況に関する実態調査報告(1)」『大阪産業大学論集人文・社会科学編』9号

新矢麻紀子・大谷晋也・三登由利子・春原憲一郎(2010)「韓国における移民関連施策および支援状況に関する実態調査報告(2)」『大阪産業大学論集人文・社会科学編』10号

*本研究は、平成21~23年度科学研究費補助金(基盤研究(B), 課題番号21320097, 研究代表者 新矢麻紀子)「日本語教育保障法」に向けた理論的・実証的研究ー言語教育学と公法学の視点からー」によるものである。

(次号につづく)